



報道関係者各位
プレスリリース

2024年11月12日

特別民間法人



高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

大型液化水素貯槽及び CCS パイプラインに関する 技術基準の原案作成を開始しました。

特別民間法人高圧ガス保安協会（KHK）は、水素及び水素化合物並びに二酸化炭素（CCSに関するものに限る）（以下「水素等」という。）に関連する KHKS などの技術基準を策定するため「水素等規格委員会」を設置しております。

11月11日に、第1回貯槽分科会及び第1回パイプライン分科会をそれぞれ開催し、大型液化水素貯槽及び CCS パイプラインに関する技術基準の原案作成を開始しました。

水素社会推進法^{※1}（令和6年法律第37号）及び CCS 事業法^{※2}（令和6年法律第38号）は、令和6年5月17日に国会で可決・成立し、5月24日に公布されました。これに先駆け、KHKでは、本年3月に水素等規格委員会を KHK 内に設置し、水素等の取扱い、これらに係る設備等に関連する技術基準の策定を進めています。

※1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律

※2 二酸化炭素の貯留事業に関する法律

11月11日に、貯槽分科会及びパイプライン分科会を開催し、大型液化水素貯槽及び CCS パイプラインに関する技術基準を策定するための原案作成を開始いたしました。

各大型液化水素貯槽については主に液化水素が漏洩・着火等した場合の影響評価を、CCS パイプラインは主に CO₂ を輸送するパイプラインの設置、運用等をそれぞれの基準の対象とし、11月11日の分科会では、広く関係者と意見交換を行い、技術基準の策定に向けた方針を確認しました。今後、技術基準の原案は、大型液化水素貯槽については2026年4月、CCS パイプラインについては2025年6月を目途に策定を進めていく予定です。

【本件に関するお問合せ先】

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター

センター所長

小山田賢治

事業推進チームリーダー 藤井 亮

電話：03-3436-6135

Mail：h2@khk.or.jp

URL：www.khk.or.jp

